

第42回 河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)

－ 今後の河川敷地利用を考える －

- 開催日 平成26年7月22日(火)
- 時間 10:00～13:00
- 場所 栗東芸術文化会館さくら 1階 研修室

－ 議 事 次 第 －

1. 開会
2. 河川管理者から挨拶
3. 議事
 - 1)委員の構成について
 - 2)本年度の委員会のスケジュールについて <参考資料－1>
 - 3)野洲川ふれあい広場の更新申請に係る審議
 - (1)第41回委員会活動の整理事項 <資料－1、2、3>
 - (2)野洲川ふれあい広場に関する申請説明書及び審査一覧表の説明 <占用許可申請説明書、資料－4、5>
 - (3)野洲川ふれあい広場の審査表の審議
 - (4)野洲川ふれあい広場の意見書(素案)の審議 <資料－6>
 - (5)その他
4. その他
 - 1)野洲川河川公園の用途変更について(報告) <参考資料－2>
5. 一般傍聴者からの意見聴取
6. 閉会

○配布資料

- ・議事次第
- ・資料－1 第41回河川保全利用委員会 議事骨子整理表
- ・資料－2 第41回河川保全利用委員会 審議事項の整理表
- ・資料－3 平成25年度 河川保全利用委員会審議対象公園の許可状況について
- ・資料－4 前回意見書(抜粋)
- ・資料－5 審査一覧表
- ・資料－6 意見書(素案)
- ・占用許可申請説明書
- ・参考資料－1 本年度の委員会のスケジュール<予定>
- ・参考資料－2 野洲川河川公園の用途変更について(報告)

○河川保全利用委員会 委員の紹介(五十音順)

氏名	所属	分野	備考
市木 敦之	立命館大学 理工学部	自然環境[水質]	副委員長
桐生 のぞみ		地域特性に詳しい者	公募 ご欠席
七里 啓史	滋賀県土木交通部流域政策局 河川・港湾室	自治体関係者	
竹林 洋史	京都大学 防災研究所	治水・利水[河川工学]	
中井 克樹	琵琶湖博物館	自然環境[動物・植物]	ご欠席
松村 順子	NPOおおつ環境フォーラム NPO滋賀環境カウンセラー 環境科学情報センター	地域特性に詳しい者	公募
三田村 緒佐武	滋賀大学 教育学部	自然環境[生態系]	委員長 ご欠席
村上 修一	滋賀県立大学 環境科学部	その他[都市景観]	

第41回 河川保全利用委員会審議事項の整理表

審議事項	第41回河川保全利用委員会（H26.1.14）審議内容 （主な委員意見、決定した事項及び継続して検討する事項）	第41回委員会 審議結果（決定事項）
1) 第41回委員会活動の整理事項	●資料-1『第40回河川保全利用委員会 議事骨子整理表』、資料-2『第40回委員会審議事項の整理表』で確認・了承した。	—
2) 野洲川改修記念公園の審査表に係る審議（審査区分A, B, C, D） ・意見書（案）の審議	<p>●前回に引き続き事前に各委員から提出された審査判断コメントを記載した『審査表』（資料-3）に基づき、野洲川改修記念公園について、審査区分B（占用施設の計画と設置理由の検証）、C（占用施設の利用計画と利用者等からの検証）、D（環境・治水・利水を考慮した占用施設の検証）について「今回審査の判断」の審議を行った。</p> <p>◆委員からの主な意見は以下のとおり</p> <p>●C21（利用状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「施設の認知度などを含む客観的な調査が必要である。」というような意見については、この委員会として共通した認識を持つておくべきである。 ・できるだけ施設がどのように利用されているか、状況判断を含めて客観的な調査が必要だと思う。 ・「施設の認知度を含む。」の表現は、別の言葉に変えるべき。 ・「利用状況の把握が不十分であるため、あらゆる利用形態を網羅する調査が必要である。」のような保全利用の立場からの意見を鮮明にしてはどうか。 <p>●D11-2（水質汚濁・低湿汚染）11-3（土壌汚染）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水質等にも影響を及ぼすので、後半部分の文言を揃えた方がいい。 <p>■意見書（案）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の利用計画の策定を提出又は検討して欲しいという意見は必要ないか。 ・「新たな利用計画の策定」のような踏み込んだ意見を付けるのは難しい。 ・「住民意思を反映できるような活用や環境・防災教育の活動などにも活用するよう要望する。」という文言を入れたい。 ・「スポーツの大会が開催され」は、できれば削除して頂きたい。 ・「住民意見聴取」の文言は、審査表の判断に記載されており、意見書への記載は不要である。 ・意見書には主な施設としての「駐車場」の記載はしない。 <p>■今回の「意見書（案）」について事務局で文書整理した上で、各委員に確認のして頂いた上で最終的に意見書として確定する。</p>	<p>◆審査区分A, B, C, Dに関する「今回審査の判断」の文言は確定とする。</p> <p>◆意見書（案）については、仮確定とする。</p> <p>■意見書（案）の文言を整理し、最終的に意見書を確定する。</p> <p>■河川管理者に対して意見書を提出する。</p>
一般聴取者からの意見聴取	・一般聴取者からの意見なし。	
その他	・今後のスケジュールについて、事務局より説明を行った。	■平成26年度は、既設の3公園の更新と新規での親水施設の案件が1箇所が審議対象となる可能性がある。

平成25年度 河川保全利用委員会審議対象公園の許可状況について

＜平成25年9月4日（第38回）～平成26年1月14日（第41回）の審議＞

◆平成25年度の委員会審議対象公園

・野洲川改修記念公園（守山市）

1) 【審議対象公園に関する許可の経緯】

平成26年1月14日 第41回 河川保全利用委員会（平成25年度最終）
平成26年2月5日 委員長より河川管理者に対して意見書を提出
平成26年2月6日 河川管理者から公園占有者（守山市）に意見書を参考とした説明
平成26年3月7日 公園に関する占有申請書を提出
平成26年3月31日 許可書発行

2) 【公園占有者に対する検討依頼内容】

◆意見書の内容を参考とし、以下の点について検討の継続を依頼

- ①駐輪場・駐車場の利便性の向上を図るとともに基本理念に基づいた維持管理の検討
- ②環境・防災教育の活動等に活用を検討

3) 【今回の許可内容】

今回意見書で「当委員会が望ましい利用形態として掲げている「治水・利水のあり方を理解するための利用」に合致する利用がなされていること、河川の自然環境に与える影響が少ないこと、多くの利用者があり広域的な利用者交流も図られていること」などから、「要望事項を附した上で、占有許可の更新は妥当であると判断する。」とされたことを受け、以下のとおり、従前と同内容の更新許可を行った。

○野洲川改修記念公園（守山市）

＜主な許可施設：ゲートボール場、サッカー場、グラウンドゴルフ場等＞

＜占有面積：23,097.01㎡＞

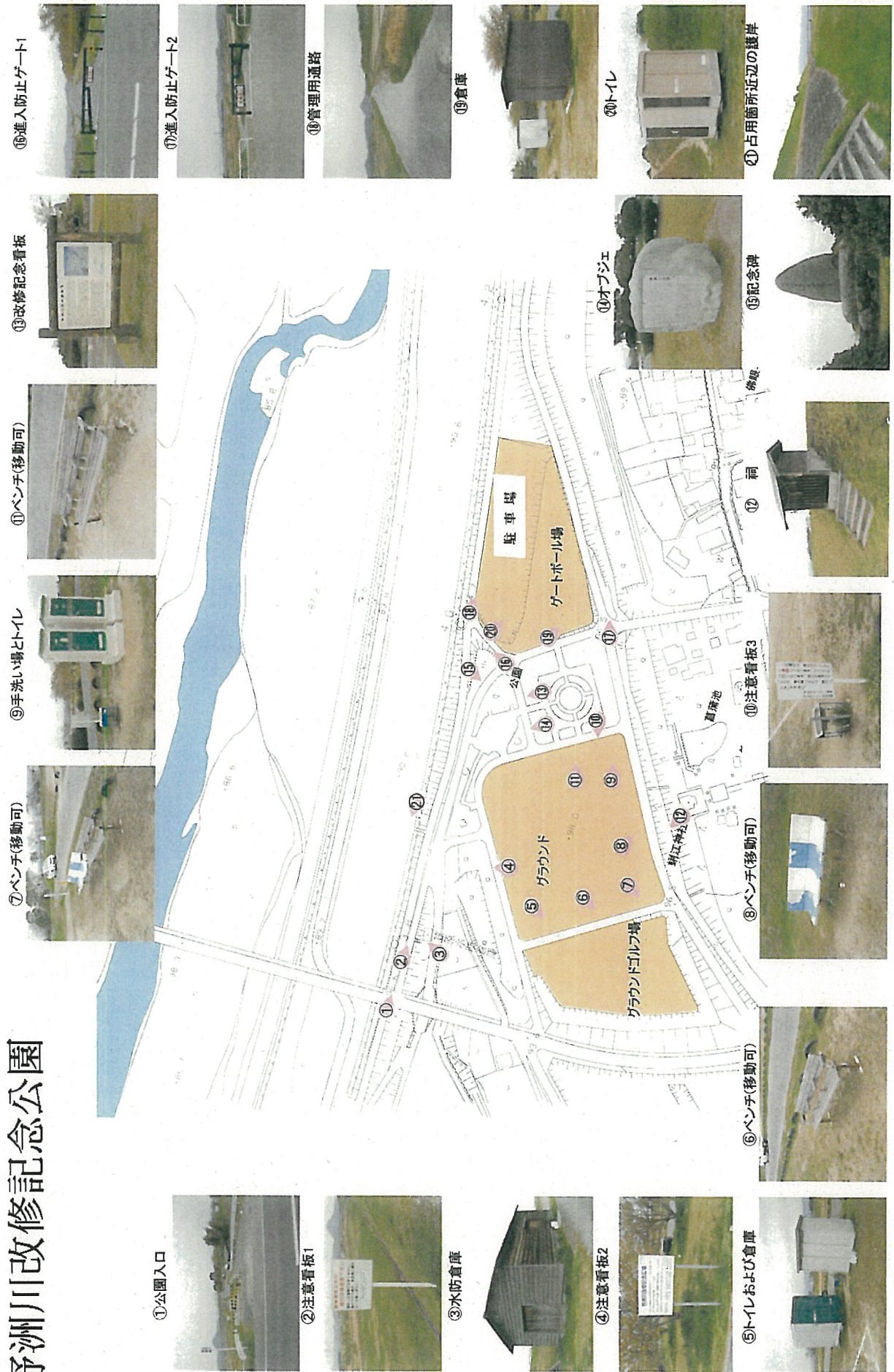
＜占有許可期間：平成26年4月1日から平成31年3月31日まで（5年間）＞

4) 【許可の条件：平成23年度以降許可公園共通】

◆淀川水系河川整備計画の考え方を踏まえ、河川敷の占有にあたっては「川でなければできない利用、川に活かされた利用」を基本に取り組むこと。

施設配置図

野洲川改修記念公園



①公園入口

②注意看板1

③水防倉庫

④注意看板2

⑤トイレおよび倉庫

⑦ベンチ(移動可)

⑨手洗い場とトイレ

⑪ベンチ(移動可)

⑬改修記念看板

⑮進入防止ゲート1

⑰進入防止ゲート2

⑱管理用通路

⑲倉庫

⑳トイレ

㉑占用箇所近辺の護岸

前回意見書（抜粋）（平成21年10月23日）

野洲川ふれあい広場（野洲市・守山市）

整備経緯・利用状況

「野洲川ふれあい広場」は、野洲川改修工事で整備された高水敷において「野洲川河川環境管理基本計画」に基づき、平成6年10月に、野洲市と守山市が共同で国から占用許可を受けて整備したものであり、主な施設としては、せせらぎ広場（せせらぎ水路）、ホタル広場（ホタル水路）、イベント広場、自由広場がある。

委員会の判断

当委員会は、河川敷利用の基本理念及び河川敷利用の基本方針に則り審査を行った結果、次のように判断した。動植物の生息・生育環境の連続性を分断する可能性が想定されるが、河川の自然環境に与える影響は大きくないと判断され、継続使用により新たに深刻な影響は生じないと予測される。

また、河川とのふれあいの場として相当数の利用者がおり、イベント等による利用者交流も図られており、当委員会が望ましい利用形態として掲げている「自然散策等健康増進のための親水空間としての利用」にほぼ合致する利用がなされている。従って、これらの施設はおおむね「川でなければできない利用、川に活かされた利用」に沿っていることから、以下の要望事項を附した上で、占用許可の更新は適当であると認める。

■ 占用許可の更新に関連する要望事項 ■

要望事項

- ① 当該施設が野洲川河川敷に存することにより、「誰もが河川と容易にふれあえる施設」であることを、申請者はより深く認識するとともに、施設利用者にもそれらについての理解が深められるような活用方法を検討されたい。
- ② 身体障害者用駐車スペースの確保に努められたい。
- ③ 広く流域住民・施設利用者の意見を聴取するとともに、その反映に努められたい。
- ④ 「せせらぎ水路」の維持管理方法について検討・改善されたい。
- ⑤ 動植物あるいは生態系に及ぼす影響については、「河川水辺の国勢調査」等既存の調査結果を参考にし、必要に応じて配慮するよう検討されたい。
- ⑥ 施設利用者が地域の歴史や文化等への理解を深められるように配慮されたい。
- ⑦ 園路の舗装について、自然に配慮した構造への改修を検討されたい。
- ⑧ 施設利用者の安全確保について、さらなる配慮をされたい。
- ⑨ 高木植樹について、植え替え等の機会がある場合には在来植生に配慮されたい。

過去の審議経緯

【平成21年度 占用許可期限更新に関する審議】が、野洲川ふれあい広場についての初回であるため、過去、要望、その検討結果についての審議、というものはない。

審査一覧表

資料-5

審査区分	審査項目	審査細目	審査内容の説明	判断のポイント (抜粋)	野洲川ふれあい広場(野洲市・守山市)	
					前回審査の判断	河川管理者による コメント
A 基本理念と 基本方針 等の検証	A1 基本理念	A11 基本理念	基本理念の内容を満足しているか。		川との「ふれあい」という意味ではおおむね満足しているが、せせらぎ水路ではなく野洲川そのものとのふれあいであることを認識されたい。	野洲川そのものとのふれあいであることを認識しており、「川でなければならない利用、川に活かされた利用」を目指す形態のひとつであると考え。
	A2 基本方針	A21 基本方針	基本方針の内容を満足しているか。		おおむね満足している。	おおむね満足している。
	A3 意見書	A31 継続申請時の改善	意見書で指摘された事項について、改善を行ったか。	継続申請時に、意見書で指摘された事項の改善状況を確認する。	— (前回時点では過去に意見書が出されていないため、適用外)	意見書に対する検討が進められているが、引き続き検討が必要である。
B 占用施設の 計画と設置 理由の検証	B1 必要性	B11 必要理由	この場所を必要とする理由は基本理念と基本方針に照らし合わせ妥当か。	①『過去から使用しているから必要であり、継続して使用したい』という判断は、別の場の議論と考える。 ②環境を考慮した利用への変化を確認する。 ③やすらぎの場、レクリエーションの場として確認する。 ④設置の経緯、地元交流の場として確認する。 ⑤施設の活用状況を現地調査で確認する。	必要とする理由に対する記述が不十分であり、妥当性を判断できない。	必要とする理由に対する記述が不十分であり、妥当性を判断できない。
		B12 適正面積	占用面積は必要最低限にしているか。その算定に妥当性を示したか。	①他の類似占用施設に比べて面積を比較する。 ②申請施設の中で、利用の少ない施設、不要と思われる施設(構造物)が含まれているかを判断する。	おおむね妥当であるが、縮小を検討する余地はある。	おおむね妥当であるが、縮小を検討する余地はある。
	B2 代替性	B21 代替可能性	堤内地で代替できない施設であるか。	①設置する施設が堤内地で代替可能であるかを判断する。一部の施設が代替不可能で、他の施設が代替可能との判断もあろう。	河川とのふれあいという点では代替できない。ただし、せせらぎ水路ではなく野洲川そのものとのふれあいであることを認識されたい。	河川とのふれあいという点では代替できない。ただし、せせらぎ水路ではなく野洲川そのものとのふれあいであることを認識されたい。
		B22 代替地調査	堤内地で代替可能な施設の場合、代替地を調査をしたか。	①調査範囲は、広域運営の市町村範囲を対象に考える。 ②都市公園法という誘致距離を参考に調査範囲を設定する。 ③休耕田や廃校などの情報を入手したか確認する。 ④市内の運動場、市民広場、スポーツグラウンドなどの施設地図で確認する。	調査していない。	調査していない。

	B23	代替地選定	代替地調査の結果、適した代替地があった場合、用地取得を試みたか。		調査していない。	調査していない。	
B3 安全性	B31	人への安全	占用区域内及び周辺道路における利用者、散策者、流域住民の安全に配慮した対策を講じているか。	①現地調査で施設の状態を確認する。 ②利用者、関係住民から寄せられた意見をj確認する。	おおむね満足しているが、更なる配慮をj求める。	おおむね満足しているが、更なる配慮をj求める。	
	B32	施設の安全	施設が自然災害等により被害(増水等による冠水、台風・地震等による倒壊、火災等)が生じた場合に備えて施設の安全対策を講じているか。	①現地調査で施設の状態を確認する。 ②利用者、関係住民から寄せられた意見をj確認する。 ③災害時の施設の安全連絡体制が定めてあるか確認する。	— (安全対策を必要とする施設がないため、適用外)	毎年出水期までに河川管理者と合同で工作物点検を実施	
	B33	安全対策の周知	施設設置により影響を受ける近隣住民に安全対策と事故時の対応策を周知しているか。	①事故が発生した場合の施設利用者・住民へのj広報方法を確認する。 ②緊急時の対応として連絡先と連絡時期がj定めてあるか確認する。	— (施設設置による安全対策を必要としなため、適用外)	— (施設設置による安全対策を必要としなため、適用外)	
B4 公共性	B41	公共性	設置する施設は広く一般の用に供することが可能で、申請者だけの利用に限られる排他・独占的なものではないか。	①利用者の制限はなく誰でも利用可能かj確認する。 ②特定の団体の貸切利用等の優先利用のj定めがあるか確認する。	排他・独占的ではない。	排他・独占的ではない。	
	B42	地元の理解	申請者は、設置する施設周辺の地元理解をどのような方法で得たのか(得るのか)。	①地元要望施設と一致している施設であるかj確認する。 ②施設利用者の交通経路は、問題ないかj確認する。 ③利用日数面で、使用しない時期、曜日があるかj確認する。	地元住民の理解を得るための手続きはj行われていない。	地元住民の理解を得るための手続きはj行われていない。	
C 占用施設の 利用計画と 利用者等から の検証	C1 占用施設 利用計画	C11	設置期間	許可を受けた施設の使用期間はどのくらいになるか。	①占用開始からの年数を確認する。 ②施設の占用期間が長くなることで問題がj発生していないか確認する。	設置から15年間(更新は5年間)。占用期間が長くなることによる維持管理上の問題はj発生していない。	設置から20年間(更新は5年間)。占用期間が長くなることによる維持管理上の問題はj発生していない。
		C12	施設の変遷	継続申請の場合、前回占用許可期間内にどのように施設内容が変化したか。また、その変化理由はどのようなもので、適切なものであったか。	①現地調査で古い施設と新しい施設の施設j状況を確認する。 ②申請書の利用施設と現状の利用実態にj相違がないか確認する。 ③利用されてない施設・構造物があるかj確認する。	駐車場が増設されている。乗用車で来訪する利用者が多い実態であり変更はj適切なものである。	施設内容の変化はない。
		C13	施設管理	利用に関する注意事項、緊急時の連絡先は看板等で利用者等に明示しているか。	①現地調査で注意事項・連絡先を記載したj看板を確認する。 ②現地の利用者心得看板、占用標示板をj確認する。 ③迷惑行為を禁止する看板等を確認する。	看板表示の不鮮明な箇所がある。特に緊急時に備え、施設利用者が容易に理解できる内容にするとともに、鮮明な表示にj改善する必要がある。	看板表示の不鮮明な箇所がある。特に緊急時に備え、施設利用者が容易に理解できる内容にするとともに、鮮明な表示にj改善する必要がある。

C14	共同利用	既存類似施設が申請場所の近隣にある場合、その施設の共同利用について、所管者と協議を行ったか。	①自由使用の場合の使用者調整の方法を確認する。 ②利用者分析を実施して協調利用に反映しているか確認する。	他の施設の所管者との協議はされておらず、共同利用について説明されていない。	他の施設の所管者との協議はされておらず、共同利用について説明されていない。	
C15	維持管理	施設の維持管理計画は適正であるか。また、施設の構造・規模は占用申請期間を適正に考慮したものか。	①現地調査で現状の維持管理状況を確認する。 ②自由使用の場合のカギとゲートの開閉管理を確認する。 ③自由使用場所の維持管理方法を確認する。	おおむね適正であるが、特にせせらぎ水路の維持管理の方法についてはさらなる検討の余地がある。	除草作業、清掃作業、監視作業について委託契約により、適正に行われている。	
C16	施設の補修・新設	施設整備に係る使用資材は河川内の資材を極力使用することとし、河川外からの持ち込みを必要最小限に留めているか。	①現地調査で現状の施設状況を確認する。 ②施設を補修した実績と持ち込んだ補修材の記録を確認する。 ③施設補修のルールを確認する。	— (意見無し)	設置当初、施設整備にかかる使用資材について検討されていない。	
C17	構造物の安全	施設を構成する遊具等の構造物の定期点検を実施しているか。また、安全対策は定めているか。	①遊具等の過去のトラブル・苦情を確認する。 ②構造物点検は、強度点検まで実施しているかを確認する。 ③構造物安全点検のルールを確認する。	— (意見無し)	遊具等の構造物は設置されていない。ベンチなどの小構造物については、毎年点検が実施されている。	
C2 利用者	C21	利用状況	占用区域内の各利用施設ごとに利用者数の変動(時刻、曜日、季節)を把握しているか。	①現地調査で現状の施設利用状況を確認する。 ②散歩者、水遊び利用者など利用者を確認する。 ③施設別の利用者数の増加・減少を確認する。 ④迷惑行為で利用されていないか確認する。	正確に把握しているとは言い難い。	正確に把握しているとは言い難い。
	C22	便所	トイレ施設を確保し適正に維持管理しているか。	①現地調査で現状の施設状況を確認する。 ②トイレの施設数、カギの管理、清掃頻度を確認する。 ③施設案内図でトイレ設置表示が分かりやすいかを確認する。 ④障害者対応が取られているか確認する。	適正に維持管理されている。	適正に維持管理されている。
	C23	ゴミ処理	ゴミ処理の方法を定めているか。	①現地調査で現状の施設状況を確認する。 ②ゴミの発生量を確認する。 ③ゴミ持ち帰りの呼びかけをしているか確認する。	定められている。	定められている。
	C24	利用者対応	適正な利用を促すための管理方法(管理人等の配置)を定めているか。	①委託している管理内容を確認する。	管理人は置いていないが、利用者対策、管理方法はおおむね妥当である。	管理人は置いていないが、利用者対策、管理方法はおおむね妥当である。

	C25	駐輪・駐車場	利用者の駐輪場・駐車場(身体障害者用等を含む)を確保しているか。	①現地調査で設置状況を確認する。 ②駐輪場・駐車場までの進入経路が容易かどうか確認する。 ③駐輪場・駐車場の設置面積は利用状況から縮小可能か確認する。 ④障害者対応の施設であるか確認する。 ⑤アスファルト舗装と砂利舗装と非舗装を確認する。	身体障害者用の駐車スペースを確保する努力をするべきである。	身体障害者用の駐車スペースの確保の取り組みが進んでいない。
C3 利用形態	C31	利用者の年齢等	利用者の年齢や身体又は健康状態に関わりなく利用可能な施設か。また、利用制限を設けている場合はそれに合理性があるか。	①子供からお年寄りまでが使える施設が確認する。 ②家族連れ利用の配慮があるか確認する。 ③釣り人などの施設目的外利用者の利用実態を確認する。	制限は設けられていない。	制限は設けられていない。
	C32	利用者交流	常時利用者と流域住民との交流はあるか。また、交流を促進させる計画があるか。	①『花火大会』など広範囲イベントの交流実績を確認する。 ②地元自治会の運動会などの利用実績を確認する。 ③定期的な開催利用と臨時的な開催利用の内容を確認する。	常時ではないが、定期的な交流イベントにより交流を進めていると認められる。	常時ではないが、定期的な交流イベントにより交流を進めていると認められる。
	C33	川とのふれあい	利用者と川とのふれあいが可能な施設か。	①現地調査で、占用施設から川へ降りるアクセス経路を確認する。 ②水の流れている場所まで安全に通れるか確認する。 ③安全に水とふれあえる取り組みを確認する。 ④低水護岸に水面が接している状態であるか確認する。	河川敷という点ではふれあいは可能であるが、せせらぎ水路の運用について改善の余地がある。	河川敷という点ではふれあいは可能であるが、せせらぎ水路の運用について改善の余地がある。
	C34	河川愛護保護活動	河川の環境・治水・利水等の理解を促すための活動計画(または実績)があるか。	①清掃活動、環境面を含めた「川を活かす」活動を確認する。 ②NPO団体、学校等と協調した環境保護活動を確認する。	活動計画、実績はないが、今後は行われることを臨む。	活動計画、実績はないが、今後は行われることを臨む。
	C35	地域活性化	占用区域周辺地域の活性化を促す利用施設か。	①地域密着型の利用形態が可能な施設であるか確認する。 ②『河川敷でなければできない利用』の観点から、地域の交流の場として活用を確認する。 ③地域と連携して取り組む活動はあるか確認する。	地域に密着した利用形態であるが、活性化には寄与していない。	地域の活性化に寄与したイベントを開催している。
C4 住民意見の反映	C41	意見聴取	利用計画策定に際して広く流域住民から意見聴取(対話討論会等)を行ったか。	①意見を聴取した範囲の考え方を確認する。 ②意見聴取方法を確認する。	広く流域住民の意見を聴取・反映する努力が必要である。	ホームページ、各種公聴制度により市内外より意見を徴収できる仕組みがある。

		C42	利用者意見	流域住民や施設利用(予定)者からの意見を反映させて計画した施設か。	①施設利用団体など意見を聴いた範囲を確認する。 ②意見を聴いて施設に反映した内容を確認する。	今後は、広く施設利用者等の意見を聴取・反映する努力が必要である。	ホームページ、各種公聴制度により市内外より意見を徴収できる仕組みがある。
D 環境・治水・利水を考慮した占用施設の検証	D1 環境	D11-1	大気汚染	占用区域とその周辺の大気汚染等の現況を調査したか。また、施設は占用区域とその周辺の大気質に影響を与えないか。	①占用施設が大気汚染の発生源にならないか確認する。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。
		D11-2	水質汚濁・底質汚染	占用区域とその周辺の河川水質・底質の現況を調査したか。施設は占用区域とその周辺の水質・底質に影響を与えないか。また、農薬(殺虫剤・殺菌剤・除草剤等)の使用を禁止しているか。	①草刈の方法と実績を確認する。 ②排水暗渠の設置の状況を確認する。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。
		D11-3	土壌汚染	占用区域とその周辺陸域の土壌質の現況を調査したか。施設設置により占用区域とその周辺の土壌汚染を招かないか。農薬の使用を禁止しているか。施設構造物等は有害化学物質を使用していないか。	①草刈の方法と実績を確認する。 ②芝の育成に堆肥を使用していないか確認する。 ③除草剤の使用をしていないか確認する。 ④害虫駆除の実績があるか確認する。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。
		D11-4	地下水	占用区域とその周辺の地下水・河川伏流水の現況と近隣住民等による利水状況を調査したか。また、施設は占用区域とその周辺の地下水系とその水質に影響を与えないか。		申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。
		D11-5	騒音・振動	占用区域とその周辺の騒音・振動の現況を調査したか。また、施設は占用区域とその周辺の新たな騒音・振動の発生源にならないか。	①騒音が発生する施設であるか確認する。 ②利用者・来場者の車・バイクからの発生があるか確認する。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。
		D11-6	悪臭	占用区域とその周辺の悪臭の現況を調査したか。また、施設は占用区域とその周辺への悪臭発生源にならないか。	①臭気を発生する占用施設であるか確認する。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。
		D12	地形改変	占用区域とその周辺の地形の特性の現況を調査したか。また、施設の地形改変が占用区域の地形特性に与える影響は軽微か。	①現状からの変更地形を確認する。 ②利用者の通行路、車の通行路の改変を確認する。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。
		D13	整備の影響	施設整備に伴い小動物・植生への影響はないか。	①占用箇所付近の環境調査結果を確認する。 ②影響を少なくする整備方法を検討したか確認する。	生物の生息環境を縦断方向に分断する可能性があるが、影響は軽微であると思われる。	生物の生息環境を縦断方向に分断する可能性があるが、影響は軽微であると思われる。
		D14-1	陸生生物	占用区域とその周辺における陸生動植物の分布等の現況を調査したか。また、施設は陸生生物、とくに貴重種や保全対象種の生存に影響を与えないか。	①占用箇所付近の環境調査結果を確認する。 ②刈り込み時期、頻度を確認する。	申請者による調査はされていない。既存の調査結果(「河川水辺の国勢調査」等)を参考にし、貴重種や保全対象種への配慮が必要である。	申請者による調査はされていない。

D14-2	水生生物	占用区域とその周辺における水生動植物の分布等の現況を調査したか。また、水生生物、とくに貴重種や保全対象種の生存に影響を与えないか。	① 占用箇所付近の環境調査結果を確認する。	申請者による調査はされていない。既存の調査結果（「河川水辺の国勢調査」等）を参考にし、貴重種や保全対象種への配慮が必要である。	申請者による調査はされていない。	
D15	生態系	占用区域とその周辺の生物・生態系の概況を調査したか。施設が占用区域とその周辺の生態系に及ぼす影響は軽微か。生物の生息・生育環境の河川縦横断方向の連続性が分断される可能性は低いか。	① 河川敷全幅の占用使用がされているか確認する。 ② 河川（低水敷）側に生態確保スペースを設けられないか確認する。 ③ 同じ面積で、幅を狭くして長さを長くすることが可能か確認する。 ④ 施設維持での実施内容で影響を少なくする工夫を確認する。	申請者による調査はされていない。既存の調査結果（「河川水辺の国勢調査」等）を参考にし、貴重種や保全対象種への配慮が必要である。	申請者による調査はされていない。	
D16	環境復元	占用期間終了後、自然環境の早期復元を見込んだ整備計画としているか。	① 撤去困難な構造物が設置されていないか確認する。 ② 利用により転圧が増加することの環境回復を確認する。 ③ 施設撤去で廃棄物が多く出ない利用施設であるか確認する。	撤去が困難な構造物はなく、早期復元を妨げるものではない。	撤去が困難な構造物はなく、早期復元を妨げるものではない。	
D17	作業車の通行影響	河川敷を占用施設の管理作業車が走行することにより自然環境への影響はないか。	① 作業車の重量、走行頻度を確認する。 ② 作業車の通行路と管理通路の関係を確認する。	影響は軽微である。	影響は軽微である。	
D18	無線使用の影響	施設で使用する無線周波数は、周辺受信施設に影響を与えないか。		— （施設で無線を使用しないため、適用外）	— （施設で無線を使用しないため、適用外）	
D2 治水	D21	治水	治水上の影響について事前審査は完了しているか。（確認事項）	① 利用施設が治水上影響がないか確認する。	河川管理者が審査しており影響はないと判断される。	影響は軽微である。
	D22-1	構造物	占用区域が存する河川における過去の流況を把握しているか。また、施設の構造物は洪水時に治水上の支障を生じさせないか。	① 構造物の設置による支障の程度を確認する。	— （治水上支障となる構造物がないため、適用外）	— （治水上支障となる構造物がないため、適用外）
	D22-2	構物流失	洪水時に構造物が流出しない対策が講じられているか。また、流出した場合の処置を定めているか。	① 冠水時の流出防止対策を確認する。 ② 過去の他流出事例を反映した対策を反映しているか確認する。	— （洪水時に流出する構造物がないため、適用外）	— （洪水時に流出する構造物がないため、適用外）
	D22-3	構造物撤去	冠水時に影響を受ける構造物を設置している場合、洪水時を想定した構造物の撤去訓練を定期的実施しているか。	① 撤去訓練報告書を確認する。	— （冠水時に影響を受ける構造物がないため、適用外）	— （冠水時に影響を受ける構造物がないため、適用外）
D3 利水	D31	利水計画	施設に利水計画がある場合、事前審査は完了しているか。（確認事項）		河川管理者が審査しているが、今後の水利用のあり方を含めて検討されるべきである。	せせらぎ水路に水を流すため、取水ポンプを設置し地下水をポンプアップしているが、水路及び取水ポンプは河川管理者が整備し保有する施設である。

	D32	利水への影響	施設に利水計画がある場合、あるいは施設が河川水・地下水に影響を及ぼす可能性がある場合、既存の水利使用に影響を与えないか。		大きな影響はないが、今後の水利利用のあり方を含めて検討されるべきである。	せせらぎ水路に水を流すため、取水ポンプを設置し地下水をポンプアップしているが、水路及び取水ポンプは河川管理者が整備し保有する施設である。
D4 景観・文化	D41	景観	占用区域とその周辺の景観特性(生態学的景観を含む)の現況を調査したか。また、施設の形態(形状・色彩等)が占用区域とその周辺の景観特性に及ぼす影響は軽微か。	①現地調査で近景・遠景の景観を確認する。 ②ベンチ、トイレなどの人工的な構造物の影響を確認する。	影響は軽微であるが、園路の舗装等について改善の余地がある。	影響は軽微であるが、園路の舗装等について改善の余地がある。
	D42	景観変化の把握	占用に伴う景観変化の予測を行っているか。		行われていない。	行われていない。
	D43	植栽	占用区域の植栽が周辺景観に及ぼす影響は軽微か。また在来の植生を活かした植栽か。	①河畔林などと調和した施設であるか確認する。 ②樹木管理の方法を定めているか確認する。 ③在来植栽を生かした利用であるか確認する。	在来植生を考慮していないが、周辺環境への影響は大きくない。	在来植生を考慮していないが、周辺環境への影響は大きくない。
	D44	文化財	占用区域とその周辺の文化財の現況を調査したか。また、施設は占用区域とその周辺の文化財に影響を与えないか。	①野洲川洪水に関する記念碑の設置場所を確認する。	調査はされていないが、影響はない。	調査はされていないが、影響はない。
	D45	歴史文化	占用区域とその周辺の歴史・文化に関する現況を調査したか。また、施設は占用区域とその周辺の歴史・文化(伝承文化等)と共存可能か。	①地域風土と共存可能な施設であるか確認する。 ②放水路新設による地区分断を考慮したかを確認する。	共存可能と思われる。ただし、施設利用者が地域の歴史・文化への理解を深められるように配慮されたい。	共存可能と思われる。ただし、施設利用者が地域の歴史・文化への理解を深められるように配慮されたい。

※C16、D13「施設整備」には、新築・改築・維持修繕を含む。

【野洲川ふれあい広場：前回（H21.10.23付け）意見書】

1. 委員会としての判断・意見・要望

「野洲川ふれあい広場」は、野洲川改修工事で整備された高水敷において「野洲川河川環境管理基本計画」に基づき、平成6年10月に、野洲市と守山市が共同で国から占用許可を受けて整備したものであり、主な施設としては、せせらぎ広場（せせらぎ水路）、ホタル広場（ホタル水路）、イベント広場、自由広場がある。

当委員会は、河川敷利用の基本理念及び基本方針に則り審査を行った結果、次のように判断した。

動植物の生息・生育環境の連続性を分断する可能性が想定されるが、河川の自然環境に与える影響は大きくないと推測され、継続使用により新たに深刻な影響は生じないと予測される。

また、河川とのふれあいの場として相当数の利用者がおり、イベント等による利用者交流も図られており、当委員会が望ましい利用形態として掲げている「自然散策等健康増進のための親水空間としての利用」にほぼ合致する利用がなされている。従って、これらの施設はおおむね「川でなければならない利用、川に活かされた利用」に沿っていることから、以下の要望事項を附した上で、占用許可の更新は適当であると認める。

【占用許可の更新に関連する要望事項】

- ①当該施設が野洲川河川敷に存することにより、「誰もが河川と容易にふれあえる施設」であることを、申請者はより深く認識するとともに、施設利用者にもそれらについての理解が深められるような活用方法を検討されたい。
- ②身体障害者用駐車スペースの確保に努められたい。
- ③広く流域住民・施設利用者の意見を聴取するとともに、その反映に努められたい。
- ④「せせらぎ水路」の維持管理方法について検討・改善されたい。
- ⑤動植物あるいは生態系に及ぼす影響については、「河川水辺の国勢調査」等既存の調査結果を参考にし、必要に応じて配慮するよう検討されたい。
- ⑥施設利用者が地域の歴史や文化等への理解を深められるように配慮されたい。
- ⑦園路の舗装について、自然に配慮した構造への改修を検討されたい。
- ⑧施設利用者の安全確保について、さらなる配慮をされたい。
- ⑨高木植樹について、植え替え等の機会がある場合には在来植生に配慮されたい。

【野洲川ふれあい広場：意見書（素案）】

1. 委員会としての判断・意見・要望

「野洲川ふれあい広場」は、野洲川改修工事で整備された高水敷において「野洲川河川環境管理基本計画」に基づき、平成6年10月に、野洲市と守山市が共同で国から占用許可を受けて整備したものであり、主な施設としては、せせらぎ広場（せせらぎ水路）、ホタル広場（ホタル水路）、イベント広場、自由広場がある。

当委員会は、河川敷利用の基本理念及び基本方針に則り審査を行った結果、次のように判断した。

動植物の生息・生育環境の連続性を分断する可能性が想定されるが、河川の自然環境に与える影響は大きくないと推測され、継続使用により新たに深刻な影響は生じないと予測される。

また、河川とのふれあいの場として相当数の利用者がおり、イベント等による利用者交流も図られており、当委員会が望ましい利用形態として掲げている「自然散策等健康増進のための親水空間としての利用」にほぼ合致する利用がなされている。従って、これらの施設はおおむね「川でなければならない利用、川に活かされた利用」に沿っていることから、以下の要望事項を附した上で、占用許可の更新は適当であると認める。

【占用許可の更新に関連する要望事項】

- 例)
- ①前回意見書（平成21年10月23日付け）で要望した事項について検討が一部進められているが対応が不十分な点もあり、引き続き検討されたい。
 - ②
 - ③

資料-6

A:沿革

B:環境等

C:利用状況

D:委員会の判断

E:要望事項